

ホームヘルパーステーションこまえ正吉苑
指定訪問介護事業所 運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人正吉福祉会が開設するホームヘルパーステーションこまえ正吉苑（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態の高齢者に対し、適正な指定訪問介護・を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条

- 1 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条

- 1 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うこととする。
- 2 実施手順に関する具体的方策として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を計画作成事業者へ報告することとする。

(事業の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び住所地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ホームヘルパーステーションこまえ正吉苑
- (2) 所在地 東京都狛江市西野川 2-27-31

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 3名（介護福祉士3名）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。

(3) 訪問介護員等 常勤換算2, 5人以上

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話・FAX等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) サービスの提供は365日24時間とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、法令に定める費用負担割合とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 身体生活

2 第8条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所から、片道1キロメートルにつき100円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護サービスを実施中に、利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は狛江市・調布市(国領町3、4、7、8丁目・菊野台2、3丁目・西つつじが丘4丁目・東つつじが丘3丁目・入間町2丁目)・世田谷区(喜多見8、9丁目・成城4丁目)の区域とする。

(高齢者虐待防止のための指針)

第10条 苑及び施設は、人権の擁護、虐待を防止するために虐待防止検討委員会を設置し、3か月に1回以上委員会を開催し関係法令等により、適正に運営されているか、防止と早期発見に努める。また高齢者虐待防止をすることを目的に介護職員、その他関係する職員を対象とした研修を年1回以上行うこととする。

2 その他、虐待防止への対応原則については、高齢者虐待防止ための指針に定める。

(秘密の保持)

第11条 訪問介護事業者は、業務上知り得た契約者、利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項を第三者に漏洩してはならない。また、従業者であった者に、業務上知り得た契約者、利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項を保持させるため、従業者ではなくなった後においてもこれらの個人情報並びに秘密事項を保持させるべき旨に従事者との雇用契約において定め、雇用契約を締結する。

2 その他、個人情報並びに秘密事項の保持については、個人情報保護規定に定める。

(その他運営についての留意事項)

第12条 訪問介護事業所は、全ての訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また勤務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年4回以上

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は法人事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(改正)

第13条 この規程を改正、廃止するときは社会福祉法人正吉福社会理事会の決議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 10月 16日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 3月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 1月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4月 14日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年 1月 6日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。